

第 10 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 5 日)

令和 3 年 12 月 21 日 (火 曜 日)

議 事 日 程

令和 3 年 12 月 21 日 午前 9 時 30 分 開議

1. 開議宣告

- 日程第 1 事件の訂正請求について
・議案第 126 号 令和 3 年度大山町一般会計補正予算(第 9 号)の訂正について
- 日程第 2 議案第 113 号 大山町債権管理に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 114 号 大山町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 115 号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 116 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 117 号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 118 号 大山町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第 8 議案第 119 号 公の施設の指定管理者の指定について
(大山町観光交流センター)
- 日程第 9 議案第 120 号 公の施設の指定管理者の指定について(大山町社会体育施設等)
- 日程第 10 議案第 121 号 公の施設の指定管理者の指定について(大山町中山温泉館・生活想像館及び大山町立ふるさとフォーラムなかやま文教の森四季彩園)
- 日程第 11 議案第 125 号 鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第 12 議案第 126 号 令和 3 年度大山町一般会計補正予算(第 9 号)
- 日程第 13 議案第 127 号 令和 3 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 14 議案第 128 号 令和 3 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 15 議案第 129 号 令和 3 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 16 議案第 130 号 令和 3 年度大山町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 17 議案第 131 号 令和 3 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 18 議案第 132 号 令和 3 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 19 議案第 133 号 令和 3 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 20 議案第 134 号 令和 3 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 21 議案第 135 号 令和 3 年度大山町水道事業会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 22 議案第 137 号 令和 3 年度大山町一般会計補正予算(第 10 号)
- 日程第 23 議案第 138 号 大山町農業委員会農業委員の任命について
- 日程第 24 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 25 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 26 請願第 2 号 沖縄県戦没者の遺骨を含む土砂を埋め立てに使用しないことを国に要請することを求める請願

- 日程第 27 陳情第 8 号 陳情書（塩津川の改修に関する陳情）
- 日程第 28 陳情第 9 号 少子化対策として子育てと教育の経済的負担軽減を求める要望書
- 日程第 29 陳情第 10 号 保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情書
- 日程第 30 発議案第 5 号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書の提出について
- 日程第 31 発議案第 6 号 保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出について
- 日程第 32 議員派遣について
- 日程第 33 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 34 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 35 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 36 閉会中の継続調査について（広報常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 37 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16 名）

1 番 小 谷 英 介	2 番 西 本 憲 人
3 番 豊 哲 也	4 番 島 田 一 恵
5 番 森 本 貴 之	6 番 池 田 幸 恵
7 番 門 脇 輝 明	8 番 大 原 広 巳
9 番 大 杖 正 彦	10 番 大 森 正 治
11 番 杉 谷 洋 一	12 番 近 藤 大 介
13 番 吉 原 美 智 恵	14 番 岡 田 聰
15 番 野 口 俊 明	16 番 米 本 隆 記

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 野 間 光 書記 …………… 三 谷 輝 義

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………竹口大紀	教育長	……………鷺見寛幸
副町長	……………小谷章	総務課長	……………金田茂之
財務課長	……………井上龍	こども課長	……………角田雅人
福祉介護課長	……………池山大司	農林水産課長	……………桑本英治

午前 9 時 30 分開会

開議宣告

○議長（米本 隆記君） みなさん、おはようございます。

12 月定例会最終日となりました。本日もよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は 16 名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 事件の訂正請求について

○議長（米本 隆記君） 日程第 1、事件の訂正請求についてを 議題とします。

町長から、議案第 126 号 令和 3 年度大山町一般会計補正予算(第 9 号)について、訂正について請求がでています。

請求理由の説明を求めます。竹口大紀 町長。

○町長（竹口 大紀君） 皆さん、おはようございます。

議会の最終日、どうぞよろしく願いいたします。

それではまず初めに、議案の訂正について、請求理由の御説明を申し上げます。

令和 3 年度大山町一般会計補正予算第 9 号につきまして、議案第 126 号として提案いたしました。説明書のうち給与費明細書の数値に一部誤りがあることが判明したため、訂正の請求を求めるものであります。

計算誤りにつきましては、議案提出時の確認が不十分であったことが要因でございますので、おわびを申し上げ、訂正をさせていただきます。

今後はこのようなことがないように、各決裁者において確認を徹底いたします。

以上で請求理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（米本 隆記君） お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第 126 号の訂正の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 126 号 令和 3 年度大山町一般会計補正予算(第 9 号)についての訂正の件を、許可することに決定しました。

日程第 2 議案第 113 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 2、議案第 113 号 大山町債権管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 113 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第113号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 114 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 3、議案第 114 号 大山町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから、議案第 114 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 114 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 115 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 4、議案第 115 号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 115 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって議案第 115 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 116 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 5、議案第 116 号大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 116 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 116 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 117 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 6、議案第 117 号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 117 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 117 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 118 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 7、議案第 118 号 大山町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 118 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって議案第 118 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 119 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 8、議案第 119 号 公の施設の指定管理の指定について、大山町観光交流センターを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 119 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 119 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 120 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 9、議案第 120 号 公の施設の指定管理の指定について（大山町社会体育施設等）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 120 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 120 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 121 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 10、議案第 121 号 公の施設の指定管理の指定について（大山町中山温泉館・生活想像館及び大山町立ふるさとフォーラムなかやま文教の森四季彩園）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 121 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 121 号は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 125 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 11、議案第 125 号鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協議についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 125 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 125 号は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 126 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 12、議案第 126 号 令和 3 年度大山町一般会計補正予算(第 9 号)を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 126 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 126 号は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 127 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 13、議案第 127 号 令和 3 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 127 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 127 号は原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 128 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 14、議案第 128 号 令和 3 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第 4 号)を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 128 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 128 号は原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 129 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 15、議案第 129 号 令和 3 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 129 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 129 号は原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 130 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 16、議案第 130 号 令和 3 年度大山町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 130 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 130 号は原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 131 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 17、議案第 131 号 令和 3 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 131 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 131 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 132 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 18、議案第 132 号 令和 3 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 132 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 132 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 133 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 19、議案第 133 号 令和 3 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 133 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 133 号は原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 134 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 20、議案第 134 号 令和 3 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 134 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 134 号は原案のとおり可決されました。

日程第 21 議案第 135 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 21、議案第 135 号 令和 3 年度大山町水道事業会計補正予算(第 4 号)を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 135 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 135 号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前 9 時 46 分休憩

午前 9 時 47 分再開

日程第 22 議案第 137 号

○議長（米本 隆記君） 再開いたします。

日程第 22、議案第 137 号 令和 3 年度大山町一般会計補正予算(第 10 号)を議題とします。提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 137 号 令和 3 年度大山町一般会計補正予算(第 10 号)について提案理由の御説明をいたします。

本案は、住民税非課税世帯等に対する、臨時特別給付金事業の新規計上、子育て世帯への臨時特別給付金事業を追加計上するため、既定の歳入歳出予算の総額に 3 億 1,317 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 122 億 558 万 5,000 円とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（12 番 近藤 大介君） 議長、12 番。

○議長（米本 隆記君） 12 番 近藤議員。

○議員（12 番 近藤 大介君） はい、何点かお尋ねをいたします。

コロナ対策としての子育て世帯の臨時給付金、現金の 5 万円部分については、年内に支給ということで提案があっていたところに、追加で 5 万円と。追加される部分の支給時期、再度確認したいと思います。

それからですね、当初はクーポンでということが国の施策としてありました。これが現金で給付されるということで、使い勝手がいいということでは、子育て世帯にとっては喜ばれる方が多いと思いますけれども、一方で、この給付金に関しては経済対策という側面もありですね、町内消費が拡大されるということでは、クーポンで発行されることに期待をしておられた町内の商工事業者の方も多いかと思います。コロナ禍において町内の消費を喚起し、経済対策を図っていくという面で、その他の代替りの施策などを検討されているかこの 2 点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。日程等について詳細は担当のほうからお答えをさせていただきますが、基本的には年内支給ということで調整をさせていただいております。

またお店に対する事業者に対する、経済的な波及効果、あるいは支援ということで、子育てクーポンということが国のほうでも議論をされておりました。大山町内で考えますと、子育てクーポンとして使用ができる対象事業者というのは非常に限られることが想定をされておりますので、これは使い勝手としては、現金のほうがいいであろうと、というような判断であります。

コロナによる打撃等もありますので、その売上げが減った事業者、あるいはコロナの影響を全般的に受けられている事業者に対しては、今までも様々な支援策を展開してき

ております。現在も、お買物券等を配布しながら、町内事業者を利用していただくような施策もっております。町内事業者への支援策、細やかに進めているところでありませうけれども、今後、必要な支援策は、新型コロナウイルス感染症の影響の状況を見ながら、適切に支援してまいりたいというふうに考えております。

詳細は担当のほうからお答えをさせていただきます。

○こども課長（角田 雅人君） 議長、こども課長。

○議長（米本 隆記君） 角田こども課長。

○こども課長（角田 雅人君） こども課長でございます。近藤議員さんの御質問にお答えいたします。支給時期につきましては・・

○議長（米本 隆記君） 立って。

○こども課長（角田 雅人君） すいません。お答えいたします。支給時期につきましては・・

○議長（米本 隆記君） 課長、マイクを上の方に向けて。

○こども課長（角田 雅人君） 申し訳ございません。今月の27日月曜日を10万円一括給付という形で予定をしております。以上でございます。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。はい、そのほか質疑ありますか。

○議員（10番 大森 正治君） 議長、10番。

○議長（米本 隆記君） 10番 大森議員。

○議員（10番 大森 正治君） はい。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業についてですけれども、これを国の事業で1世帯当たり10万円給付されるということですが、その対象者、まだ未確定な部分があるということですが、その対象者として、令和3年度の住民税非課税世帯、これが約でしょうか、1700世帯あるということです。

それからもう一つの対象者として、家計急変世帯、これが300世帯あるということですが、家計急変世帯の該当として、①として、コロナの影響を受けて収入が減少したということ。それから②として、令和3年度の住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの年収見込額が市町村民税、均等割ですね、それが非課税相当水準以下であるということ。これ申請なわけですので、本人が申請しなきゃならないわけですが、非常に分かりにくいと思うんですね。自分は該当するのかなのか。恐らく住民税非課税世帯ということは、分かるかもしれませんが、もう一つの、家計急変世帯はこういう世帯だというのが分かりにくいと思いますよね。これに対する手だて、きちっと周知してもらうため、漏れなく申請をしてもらうために、どのような手だてを考えていらっしゃるのか、ということをお聞きしたいと思います。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。周知の方法の詳細は担当のほうからお答えをさせていただきますと思いますが、この給付金事業ですけれども、これ基本的には、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、困られている方の生活の助けになるように給付をするものであります。

しかしながら、この事業だけで全ての方が、影響を受けられた方が、これで生活が良くなるというようなことでもなくですね、今後も、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた世帯、あるいは町民の皆さんの声を聞きながら、生活支援等必要であれば、順次進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

詳細は担当のほうからお答えをさせていただきます。

○福祉介護課長（池山 大司君） 議長、福祉介護課長

○議長（米本 隆記君） 池山福祉介護課長。

○福祉介護課長（池山 大司君） はい、まず住民税非課税世帯に関してですが、1,700は概数でございます。おおよそ1,600後半ぐらいの方が対象になると思いますが、プラス、転入でお越しになられた方ともありますので、その辺の変動分を含めまして1,700で算定しております。こちらにつきましては、こちらのほうで税のほうと照会をかけて抽出しますので、該当の方には案内をさせていただきます。

それから家計急変のほうにつきましては、これは300というのは、完全な見込みでございます。ですので、場合によっては増えることもあるでしょうし、もっと少なくなる可能性もあります。こちらのほうの周知方法につきましては、ケーブルテレビでありますとか防災無線、それからホームページ、こういったところの媒体を通じて周知はさせていただきますと思いますが、恐らくそういうところを見られない方もあろうかと思っておりますので、例えば社協の生活福祉資金の貸付け窓口ですとか、それから生活保護の受給に際して西部福祉のほうに御相談される方とか、そういった方にも含めて、実際には現場のほうで御案内のほうもさせていただきますかと思っております。以上です。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。そのほか質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第137号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第137号は原案のとおり可決されました。

日程第 23、議案第 138 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 23、議案第 138 号 大山町農業委員会農業委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 138 号 大山町農業委員会農業委員の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、農業委員の欠員に伴い、大山町野田 岡田浩司さんを新たに農業委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

岡田さんは、認定農業者として、地域での信頼も厚く、農業委員会活動への意欲があり、人格、見識とも、農業委員に適任と考えますので、任命に御同意をいただきますようお願い申し上げます。

なお、任期は令和 4 年 1 月 1 日から、令和 5 年 7 月 19 日まででございます。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[携帯電話の音あり]

○議長（米本 隆記君） 傍聴の皆さんにお願いします。電話のほうの電源を切るか、マナーモードにしていただきますようしくお願いいたします。

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 138 号を採決します。お諮りします。

本案は同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 138 号は同意することに決定しました。

日程第 24 諮問第 2 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 24、諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについて説明いたします。

本案は、任期満了となります人権擁護委員について、検討の結果、再び小西廣子さんを推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものがあります。

小西さんは、人格、見識ともに高く、社会の実情にも通じており、適任と考え推薦するものであります。

なお、発令期間は、令和4年7月1日から、令和7年6月30日までの任期3年の予定であります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で、諮問第2号の提案理由の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第2号を採決します。お諮りします。

本諮問は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、諮問第2号は同意することに決定しました。

日程第25 諮問第3号

○議長（米本 隆記君） 日程第25、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明いたします。

本案は、任期満了となります人権擁護委員について、検討の結果、再び、押村克彦さんを推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

押村さんは、長年にわたり、人権同和教育や社会教育の進展に御尽力いただき、人権擁護に対する見識及び経験に富んでおられる方であり、適任と考え、推薦するものであります。

なお、発令期間は、令和4年7月1日から、令和7年6月30日までの任期3年の予定であります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で、諮問第3号の提案理由の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第3号を採決します。お諮りします。

本諮問は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、諮問第3号は同意することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時6分再開

日程第26 請願第2号

○議長（米本 隆記君） 再開します。

日程第26、請願第2号 沖縄県戦没者の遺骨を含む土砂を埋立てに使用しないことを国に要請することを求める請願を議題とします。

審査結果の報告を求めます。総務常任委員長 門脇輝明議員。

○総務常任委員会委員長（門脇 輝明君） ただいま議題となりました請願第2号につきまして、総務常任委員会において、12月13日に、委員全員5人で審査いたしましたので、審査結果の報告をいたします。

請願第2号 沖縄県戦没者の遺骨を含む、土砂を埋立てに使用しないことを国に要請することを求める請願。

沖縄戦に大山町出身兵士が参戦した記録があり、彼らの遺骨が存在する可能性がある。人道的見地からも、心情的にも使用しないことを求めたい。

一方、大山町の公益に直接関わる事件ではないので、取り上げるべきではないとの意見もございました。

採決の結果、3対1で採択となりました。以上で報告を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから請願第2号 沖縄県戦没者の遺骨を含む土砂を埋立てに使用しないことを国に要請することを求める請願について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから請願第 2 号を採決します。お諮りします。

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって請願第 2 号は、採択することに決定しました。

日程第 27 陳情第 8 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 27、陳情第 8 号 陳情書塩津川の改修に係るに関する陳情を議題とします。審査結果の報告を求めます。経済建設常任委員長、大杖正彦議員。

○経済建設常任委員会委員長（大杖 正彦君） 陳情第 8 号 本定例会におきまして経済建設常任委員会に付託されました陳情第 8 号につきまして、12 月 13 日に審査しました結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

陳情第 8 号 陳情書(塩津川の改修に関する陳情)であります。

理由として、昭和 50 年代の農地構造改善の頃から、上流地域の環境、小中学校や、家屋工場などの建築などが変わり、大雨時にですね、当時なかった水害が発生するようになった。流下能力を高めるための河川改修の必要性を委員会一同、現地視察した委員会としても強く感じました。

採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから、陳情第 8 号 陳情書(塩津川の改修に関する陳情)についてを ついて委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから陳情第 8 号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、陳情第 8 号は採択するとすることに決定しました。

----- . ----- . -----
日程第 28 陳情第 9 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 28、陳情第 9 号 少子化対策として、子育ての教育の経済的負担軽減を求める要望書を議題とします。

審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長。森本貴之議員。

○教育民生常任委員会委員長（森本 貴之君） ただいま議案となりました陳情第 9 号につきまして、教育民生常任委員会において、審査いたしましたので、審査結果の報告をいたします。

陳情 9 号、少子化対策として、子育てと教育の経済的負担軽減を求める要望書、子育て世代の負担軽減については、就学支援制度の周知を図ることで対応できるという意見や、新年度予算の編成が定まっていない状況では判断出来ないのではないかとという意見があった。

また、給食費無償化の予算についても、事業単体ではなく予算編成全体の中で議論すべきとの意見も出された。

採決の結果、不採択 2、不採択 3 で不採択すべきものと決した。

以上で報告を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから、陳情第 9 号 少子化対策として、子育てと教育の経済的負担軽減を求める要望書について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（10 番 大森 正治君） 議長、10 番。

○議長（米本 隆記君） 10 番 大森議員。

○議員（10 番 大森 正治君） 私としては非常に残念な結果が教民の常任委員会で、なされたなと思っておりますので、質疑させていただきます。

不採択の理由として 3 名あって、それぞれ 3 点の理由が、今、委員長のほうから述べられましたですけども、1 点目の就学支援制度、恐らくこれ就学援助制度のことだと思いますけども、それがあからそれで十分じゃないか、対応できるということですけども、この制度、就学援助制度を利用していらっしゃる児童生徒の割合ですね。これ、大山町では、一体どれだけあるのか、ということ承知の上でこういう意見が出たのか。私としてはそれほど多くない。全国平均よりかなり低い、1 割程度だというふうに見ていますので、これでは対応できない家庭が大多数だろうというふうに思っているんですが、どうでしょうか。

それから 2 点目としまして、新年度予算の編成が定まっていない状況では判断できな

い、ということですが、これ意味が分かりません。どういう意味なんですか。このこととね、給食費の全額助成やそのほかの子育て・教育に係る経済的負担軽減のこの出されている要望書とは、無関係じゃないかなと、中身的に。というふうに考えるんですけども、どうでしょうか。

それから3点目の不採択の理由として、給食費無償化の予算は、予算編成全体の中で議論すべきだということがありましたけど、この意味も私には理解できません。どんな事業予算でも、予算編成全体の中で議論しているのではないのでしょうかね。ちょっとこの辺を明快に説明していただきたいと思います。

あと、2点ほど質問したいんですが、これは後で分けて質問したいと思いますので、よろしいですか、議長。

○議長（米本 隆記君） 最初にしてください。質疑は3回までですので最初にしてもらわないと質疑はできません。

○議員（10番 大森 正治君） じゃあ、述べます。4つ目の質問ですけども、陳情審査報告書で述べられている委員会の意見というのは、不採択の根拠を私としては見当たらないわけですけども、この採択に賛成の方が2名いらっしゃるわけですが、その意見は記述されておりません。どんな賛成意見があったのか、説明願います。

それから5点目の質問として、この陳情には多くの署名が添えられていると聞いております。新聞にも出たわけですが、正確な数ですね。この賛同された町民の人数は、何人だったのでしょうか。

それから賛同署名のことについて、数等について議論はなかったのでしょうか。お聞きします。

○教育民生常任委員長（森本 貴之君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 5番 森本議員。

○教育民生常任委員長（森本 貴之君） はい、5点の質疑がありました。

まず、就学支援制度の申請割合ですけれども、ヒアリングの結果も含めまして、大森議員、御指摘のとおり町内では約1割程度という状況になっております。

続きまして、予算を予算編成方針段階ではなかなかその決断に至らないということはなぜかというところですけども、この部分に関しましては、3点目の質疑でありました予算、全体の中で議論すべきというところに、少し論点が似ていたように思っております。いわゆる6月定例会時におきます経過も踏まえまして、給食費無償化のみならず、ほかの支援策、教育環境の充実等の予算化も含めての議論でありますので、政策的、全てのバランスを見て総合的な判断をしていかななくてはならないというところにこの言葉の意味が込められているものと御理解いただきたいと思います。

続きまして4点目、賛成意見はどのようなものであったかというところにつきましても、先ほどお答えしました2点目、3点目とつながるところもあろうかと思います。政

策的バランスを見ながら、予算、全体としての議論をしていくために、本件の願意を通すべきだということの中で賛成ということの意見が出されておりますので御承知ください。

それから署名簿につきましては、署名簿につきましては、要望書に関する、参考資料ということでの取扱いとさせていただきます。総件数につきましては1,741であったというふうに報告を受けております。

また署名についての議論につきましては、やはり町民の皆様からの声であるということについては、非常に重みがあるのではないかとこのところでの受け止め方に対する意見が出ておりますので、よろしくお願いたします。

○議員（10番 大森 正治君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 10番 大森議員。

○議員（10番 大森 正治君） はい。いまだに私はちょっと理解出来ませんが、特に2番目、3番目のことに関しては、不可解です。

1点目の就学援助制度を利用されている児童生徒の割合は1割程度だということですので、ほとんどが、これでは対応しきれないということですが、何でこれで対応できるんだというふうになったのか、もう少し説明してください。

○教育民生常任委員長（森本 貴之君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 5番 森本議員。

○教育民生常任委員長（森本 貴之君） この制度は申請主義で行われている制度であります。それゆえ、申請された方が1割程度にとどまっているという背景が、なかなかつかみにくいものではありませんけれども、町報だいせんなどで周知しておりますこの事業内容の説明のあり方も、もう少し周知徹底の改善の工夫の必要があるのではないかと。いわゆるこの制度を御存じない方が、いらっしゃるのではないかとこのところに懸念がございまして、この周知に関する改善意見が出されておまして、生活困窮世帯を救うためのセーフティーネットの一つとしてですね、より有効な広報に対しての検討が必要ではないかというところの意見が寄せられていますので、このような表現とさせていただきます。以上です。

○議員（10番 大森 正治君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 10番 大森議員。

○議員（10番 大森 正治君） はい、それは分かりますよ、当然ですよ。就学援助制度、周知徹底して漏れがないように該当をされる世帯には、これを利用していただくというのは当然なわけですよ。

ただ、それ以外の就学援助制度を利用されない、あるいはされていない、9割ほどあるわけです。そういう世帯に対して、この子育て世帯の負担軽減については対応できないわけですよ、これではね。だから、この陳情されている内容というのはもっともじゃないかなというふうに思うわけです。子育て世帯全体の経済的負担を軽減するという大

きな意義があるように思うんですが、その辺が明らかになっていないと思いますので、この意見は、その辺、どう思われますか。

○教育民生常任委員長（森本 貴之君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 5番 森本議員。

○教育民生常任委員長（森本 貴之君） この要望書の審査の過程におきまして、提出者の町民の方にもお越しいただきまして、その願意についてお聞きをしたところもございます。

その中の意見では、やはりこのコロナ禍の中で、非常に不安定な社会情勢の中、経済的負担の軽減策を行うことによって、新たな困窮者を生まないために、しっかりと町の施策として、実行していく必要があるのではないかと。それから町の施策として、子供たちの食が保障されているという、福祉的な側面もあるのではないかと、というような様々な御意見をお聞きしたところです。

それを踏まえまして、大森議員御指摘の部分に関しましては、委員会の中でも、例えばですね、この就学支援制度の適用をする、ある意味、拡充的なところは考えられないのかというような議論もさせていただきました。まさに全ての方たちに施策が行き届く部分の視点では少し論点が違うのではないかとということでは、御指摘のとおりかと思いますが、生活困窮世帯をより手厚く支援する必要性を課題意識として持たれた委員での発言ということでお受け取りいただければというふうに考えております。以上です。

○議長（米本 隆記君） その他、質疑ありませんか。

○議員（6番 池田 幸恵君） 議長、6番。

○議長（米本 隆記君） 6番 池田議員。

○議員（6番 池田 幸恵君） すいません、2点質問させてください。

今、私は支援制度とまた別に低所得家庭の方、低所得世帯の方には給食費免除という制度があると思うんですけれども、その今、厳しいっていうのであればそれを例えば上げて、対象者のラインを上げるとか、より多くの方が対象となるような制度にならないかみたいな話はあったのかどうかということがまず1点。

それとですね、多くの方から署名があったと今お伺いしましたが、その中ですね、以前から自分はちょっと言ってるんですけれども、公立の小学校、中学校以外の方、そこに通われてない方の御意見も含まれていたのかどうか、2点です。お願いします。

○教育民生常任委員長（森本 貴之君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 5番 森本議員。

○教育民生常任委員長（森本 貴之君） はい。まず1点目の質疑ではありますが、報告のとおりでありまして就学支援制度につきまして協議をした背景があります。その他の個別具体の政策については、委員会の中でも審査に関わる議論はしておりません。

また、より幅広い世代が対象となることを、本来の願意として受け取っている議員と

そうでない議員とのギャップもあったところもあるかと思いますが、就学支援制度の在り方についての議論が集中したというところでもあります。

そのほかの学校以外ですね、例えば今出されましたフリースクール等に通われる方の意見が含まれているかというところに関しましては、署名の数の中から、逐一その御家庭の世帯の分析等を行った経過はございませんので、そこについては、委員会での協議はしておりませんが、6月定例会の流れから、御承知のとおり全ての子供たちが対象になるような制度設計というところでの説明を受けておりますので、御理解よろしく願います。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。そのほか質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） はい。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ここで休憩といたします。再開は10時40分とします。

午前10時28分休憩

午前10時40分再開

○議長（米本 隆記君） 再開します。

引き続き陳情第9号 少子化対策として、子育てと教育の経済的負担軽減を求める要望書についての討論から再開します。討論ありませんか。

○議員（10番 大森 正治君） 議長、10番。

○議長（米本 隆記君） この陳情に対する委員長の報告は不採択ですので、この陳情に対して賛成者の発言を許します。

〔発言する者あり〕

○議長（米本 隆記君） 再度繰り返しましょうか。この陳情に対する委員長報告は不採択です。この陳情に対して、賛成者の発言を求めます。

○議員（10番 大森 正治君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 10番、大森議員。

○議員（10番 大森 正治君） 私はこの陳情第9号 少子化対策として子育てと教育の経済的負担軽減を求める要望書に賛成の立場から討論をいたしたいと思います。

先ほど、教育民生常任委員長が報告されましたこの陳情に、反対の委員会の意見というのは、私はどうも明確な根拠がないなというふうに言わざるを得ません。その点、まず申し述べておきたいと思います。

日本では子育て世帯の経済的負担が大きいということは、一般的に言われております。文部科学省の平成30年度の子供の学習費調査というのがありましたけども、それによりますと、公立小学校では、年間約12万円。それから中学校では約20万円の費用がかかっているというデータが出ております。そのうち給食費は、小学校で5万7,000円、年間です。中学校では6万8,000円ほどかかっているということです。

ということは、給食費の占める割合は、小学校では5割、中学校では3割なわけです。これが全額助成となりましたら、父母の経済的負担軽減のインパクトは非常に強いものがあります。ということは、少子化対策には効果があると私は考えます。

また、先日、私が行いました一般質問で、そこでの町長や教育長との議論の中でも明らかになりましたけども、義務教育の無償化という視点からも、給食費の全額補助というのは、意義があるというふうに言えます。そして、給食費の助成だけでなく、教材費や修学旅行費などの助成も実施したいとの町長からの答弁もありました。これらの子育て支援策は、少子化対策に一定の効果をもたらすものと期待できると思います。

財源の保障については、ふるさと応援基金の活用を基本として、毎年度の収支の中で、十分捻出できるとの町長の答弁があったとおりです。

この陳情には、先ほど報告があったように、1,741名もの賛同者があります。これは、町人口の1割以上という非常に多い数で重みがあります。この町内でこれだけの数が集まるということは、多分前代未聞ではないかなというふうに私は思っておりますが、この町民の皆さんの思いにこたえるためにもこの本会議では、私は採択すべきだというふうに強く思います。

以上の点からですね、この陳情は採択するに十分にふさわしいものであるというふうに私は考えます。以上、賛成討論とします。

○議長（米本 隆記君） 次に、この陳情に対して反対者の発言を許します。ありませんか。

○議員（12番 近藤 大介君） 議長、12番。

○議長（米本 隆記君） 12番 近藤議員。

○議員（12番 近藤 大介君） このたび出されております少子化対策として、子育てと教育の経済的負担軽減を求める要望書、この陳情に関して、賛成いたしかねる理由について、発言し討論といたしたいと思います。

この要望書につきましては、7名の方から提出され、合わせて1,000数百のたくさんの署名を添えて出された要望書でございます。まず初めに、このようにたくさんの署名を集めて、町政に参画していただきましたことに対して、感謝と敬意を申し上げたいと思います。

その上で、この要望書に答えられない理由について御説明いたしたいと思います。

大山町では、近年、保育料の無償化や高校生の通学費助成など、既に子育てに係る経済的負担軽減については、積極的に取組、給食費についても半額が既に助成をされております。このほか、家庭保育支援給付金や高校の授業料の無償化など、国や県、町の各種施策により、この10年余りで、子育ての経済的負担は相当軽減されてきております。子育ての負担をもっと軽減してもらいたい、そういった子育て世帯の陳情の趣旨は、十二分に理解できる場所ではありますけれども、これ以上の軽減策については、国の施

策として、進められるべきものだと考えております。

子育て世帯の抱える子育て、あるいは教育の課題というのは、負担の軽減ばかりではございません。様々な課題があります。出産前後の妊婦の方の様々なケアの充実であったり、幼児期での、乳幼児の育児の支援、あるいは保育園の保育施策の充実、学校教育の充実、学童保育の環境整備、あるいはスポ少の活動や中学校の部活など、大山町の子供たちが、スポーツにしっかりと親しめる環境づくりなど、様々な課題があります。これらの課題について、なかなか予算が確保出来ないという理由で、後回しになっている施策も多々あります。

例えば給食費を完全に無償化していくためには、毎年3,000数百万円の予算がかかります。10年かかれば、3億数千万の予算がかかるということでもあります。私は、これらの予算については、様々なほかの教育的な、あるいは子育て支援に係る施策の充実のための予算として使われるべきだと思います。

そうは言っても、現在本当に生活の大変な世帯もあるんだという声も耳にします。先ほど、教育民生常任委員長のほうから、就学支援制度のことでの言及がありました。現在、大山町では就学支援制度を利用しておられる世帯は、約1割ほどでありますけれども、これにつきましては、1割の人しか対象になっていないのではなくて、制度のことを十分に理解していただけていないために、利用が進んでないものと考えます。

例えば、4人家族でいけば、おおむね所得で311万円より下回る世帯については、就学支援の制度を受けることができ、その制度により給食費は無償化になり、あるいは修学旅行の費用なども支援を受けることができます。年間の所得311万円というのは、例えば給与収入でいえば450万円、年間450万円より下回る収入の御家庭であれば、多少、ケースによって違いはありますが、おおむね、就学支援の制度を受けることができます。

そういった制度をしっかりと住民の方に御理解いただき、使いやすい制度にしていくことによって、本当に経済的に困りの世帯については、対応できるものと思いますので、そういったことを説明し、今回は、こうした陳情者、要望書の要望については、採択がかなわないということについての説明とさせていただきます。

○議長（米本 隆記君） 次に、この陳情に対して賛成者の発言を許します。

○議員（14番 岡田 聰君） 議長、14番。

○議長（米本 隆記君） 14番 岡田議員。

○議員（14番 岡田 聰君） 少子化対策として、子育てと教育の経済的負担を軽減する要望書、これについて賛成の立場で討論いたします。

日本は、少子化によって、人口減少という非常にゆゆしき状況に陥っております。子供は本当に大事なものだと思っております。社会の宝として、社会全体で育てていくべきだと考えております。本来ならば、国の予算において、幼児から大学まで、全て教育

に関わる費用は負担すべきだと思いますけども、なかなかそこまでは進んでおりません。できる自治体で、少しでも子育ての負担を軽減する、そういう意味でも給食費負担の軽減は、非常に大切なことだと考えております。

これに対する予算は3,000万円ほどですけども、これはまた別個、いろいろ検討する必要があると思いますけども、今回、1,700名の町民の賛成を添えて出されました要望書、この民意は重いと考えております。少しでも子育て世代の負担を軽減する、そして、大山町の子供として育てていくということが大切だろうと考えております。

そういう意味で、この要望書、給食費全額負担、公費負担に賛成するものでございます。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、この陳情に対して反対者の発言を許します。

ありませんか。

○議員（15番 野口 俊明君） 議長、15番。

○議長（米本 隆記君） 15番 野口議員。

○議員（15番 野口 俊明君） 私は、この件について反対の立場で発言いたします。

要望の願意は分かります。確かに、払うよりか払わないほうがいいと思います。ただ先ほど近藤議員が述べましたように、昨日も委員会を開き、教育委員会のほうも来ていただいて、いろいろ調査いたしました。

本当にこの支援制度、これ場合によっては、家族収入が教育委員会の中のその試算では800万円ぐらいの収入があっても対象になるということでもあります。ということは、本当に困った人には、うまく執行部のほうがやってくれば、ほとんどの人が対象になるわけでもあります。

そういう状況の中で、町内には家庭においても、食への関心を持ってもらうためには、この2分の1の補助はあってもいいではないかという意見がたくさんあります。教育者の中にもそういう意見を言われる人もあります。まだまだ、大山町はこの6月のときに、賛成・反対の意見があって、反対が多数を占めたわけでもありますけど、いろいろなものに使わなければならないという話がありました。

今回、皆さん議案書を開いていただければ、幼児学校教育課だけで3,000万以上の補正予算が出ております。そういうふうに、教育に関してはたくさんのお金が出ております。私が今言ったのは今回の補正予算の幼児教育課のみです。これに3,000万以上の補正が載っております。

私たちは、委員会として現地調査いたしました。そのときにまだまだ教育関係で投資しなければならないところはたくさんあります。大山西小学校なんかは、本当に校庭がもう、運動会もできないような、この間も天気でしたけど行ったときにどういう状態だったか。こんなものを先に片づけてからなら、私は賛成いたします。ですけど、こういう教育の場の、本当にまだまだ、今回の補正でも、そういう教育だけでも幼児学校教育

課だけでもそういう補正金額が出るわけでありまして。そういう教育関係に関して、まだまだいる場合に、これは少し待っていただかなくてはならないでないかなど。そして、それに変わる、いわゆる支援制度があるということです。これを十分に使っていただければ、ほとんどの人が、無償化に近いんじゃないかなと思います。

以上のような観点から、私は今回のこの陳情には、反対といたします。

○議長（米本 隆記君） 次に、この陳情に対して賛成者の発言を許します。

ありませんか。

○議員（2番 西本 憲人君） 議長、2番。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。

○議員（2番 西本 憲人君） はい、陳情9号 私は、賛成という立場で討論させていただきます。

正直、私としましては給食費完全無償化には、実はそんなに賛成できません。6月の定例会でも議案として出てきた際にも、私は反対者という形でこちらで討論させていただきました。

その際も、一度賛成も反対もほかの代案も含めて一度テーブルの上に全部載せた上で議論をしようっていう話をさせていただきました。その当時反対の理由としては、私としては払って終わりの施策はあまり好みではないっていう言い方が正しいかどうかわかりませんが、私はあまりいいとは思いません。手間がかかっても、小さな小さな声を拾い集めて、小さな施策が対応できる施策が、たくさんあるほうが私は町としての幸福度がすごく高いというふうに感じています。

それと、この給食費完全無償化の案が出てきた際に、説明不足だったり、住民さんにだったり、そういう声をしっかり聞いているのかっていう議会軽視の懸念があったことによって、当時私は反対させていただきました。私の反対の理由の住民さんの声をしっかり聞けてますかという意味で、今回、私も前回6月以降、自分の足でしっかり町内を回って、自分たちでお金を使ったりとかして声を集めました。私独自として集めた声としては、若干反対の人のほうが多かったように感じます。

とはいえ、自分の意見と違うものを、自分が聞けてない住民さんの声もたくさんあるかと思います。私は今回、住民の方々が1,700名の署名を集めてきたということで、しっかりと住民の方が汗を流して集めてきたものをこちらの議会でストップさせる必要は全くないというふうに感じています。

今後、給食費無償化の案が、執行部から出てきた際には、そのときにはそのときにしっかり検討したらいいんじゃないかなというのが私の解釈です。いろんな解釈があると思いますが、今回この要望に反対する理由が一切ないというふうに感じています。今回は、民意を受け止めるということで、私は給食費のこの今回の要望を採択したいというふうに思っています。

○議長（米本 隆記君） 次に、この陳情に対して反対者の発言を許します。

○議員（9 番 大杖 正彦君） 議長、9 番。

○議長（米本 隆記君） 9 番 大杖議員。

○議員（9 番 大杖 正彦君） はい。私はこの件に対して不採択に賛成の意見で討論いたします。

私は、子供たちには不登校やいじめなど全くなくなり、健全な心身の成長を望んでおります。皆さんもそうだと思います。これには、学校の教育のみならず、家庭、特に親御さんたちの温かい愛情、しつけが、両方必要じゃないでしょうか。と考えます。

子供は地域の宝と申します。将来の大山町を支えるような愛情豊かな人格形成のために、今は、教育環境の改善の施策や制度の充実する議論を先にしっかりすることが必要ではないでしょうか。

この以上の基本的な考えをよく皆様の頭の中で整理していただき、この問題に取り組んでいただきたいと思います。以上の理由で、私はこの採決には不採択、の討論とします。

○議長（米本 隆記君） 次に、この陳情に対して、賛成者の発言を許します。

ありませんか。

○議員（1 番 小谷 英介君） 議長、1 番。

○議長（米本 隆記君） 1 番 小谷議員。

○議員（1 番 小谷 英介君） 今回はこの陳情に採択の立場で、発言をさせていただきたいと思います。

私は6月定例のときに、反対に回ってますので、なぜ今回こういう判断してるのかの理由を丁寧に説明させていただきたいと思ってます。

私としては、この町民の1,700人の方々から要望が上がってきたこの陳情の判断と、予算審議の判断はこれは別物だというふうに考えております。今回、陳情に関しては、必要性があるかないかという観点で判断をさせていただきました。今回、その給食費無償化やその他経済的な支援を子育て世代にすることが必要かどうかという観点でいきますと、これは日本全体の話にもなりますけれども、今現在、税や社会保障の仕組み自体が、若い世代にとっては、なかなか難しい制度にはなってますので、これ国全体でも今議論されてますけれども、そういった観点からして、困窮者云々というところとはまた別の話として、この子育て世代に対しての支援というのは、これ必要か必要でないかという私は必要だと思っています。

これはずっとこの6月の時点から、必要性という意味では必要性はあるというふうに思っていました。今回、陳情に関して言うと、必要性だけで判断してますのでこれは特に止める必要がない、西本議員と同じ判断をしています。止める必要はなく、引き続き予算、もしするのであればそのときに、予算として通すかどうかは判断すればいいという

ふうに思っております。

予算審議の考え方について補足として、伝えておきますと、予算審議においては、私は必要性だけで判断するべきではないと思っています。なぜかという、町の予算には限りがあるからです。限りのある財源、限りのある予算の中で、必要性のあるものを並べて考えた上で優先順位をもって、私は判断をするべきだと思っています。その意味で6月の定例のときの判断として私は反対をしました。なぜかという、これも先ほど、近藤議員や野口議員がおっしゃっていたことと私は同じ気持ちですけれども、ほかにすべきことというのはたくさんあるからです。

例えば、子供たちが安心して学校に通えるような体制づくり、教員の加配にしてもそうです。それから部活動、スポ少に関する今課題があります。そういったところへの支援・手当というのが必要かと思います。それから、放課後の子供の居場所ですね、学童や子供教室そういった部分でのケアというのはもっと必要だというふうに私は考えています。

また、私は一般質問でも英語教育のことを伝えさせていただきましたけれども、英語教育も含め、公教育の質の向上というところも必要だというふうに思っています。こういったことというのは、個人個人がお金を持っていても解決できない、それこそが税金の税というものの自体の趣旨だと思いますけれども、そういった税金を行政が活用して、全体の仕組みを整えると、公教育、公のサービスを整えるということが必要だと思いますので、順序としては、まず各家庭に平等に配布するよりも、先に、行政がこういったサービスを整えることのほうが先だと思っています。ですので優先順位から考えると、私は6月定例のときの判断をしています。

ただ、今後、議会としては、ほかのことはどうするのかというところの計画や、ビジョンを示してくれという形で、町執行部に要求していますので、今後、予算化されるかされる際には、その辺りのことが当然事前に丁寧に説明があるというふうに考えています。私としてはその際にその説明を受けて、過不足がないかどうか等も踏まえて全体的な視点で、予算審議の意味では、賛成、反対そのときに判断をさせていただきたいと思っています。

繰り返しなりますが、今回は、あくまでこの陳情、単体の必要性があるかないかという観点で私はあるというふうに判断して採択にまわらせていただきました。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、この陳情に対して反対者の発言を許します。

ありませんか。

次に、この陳情に対して賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（8番 大原 広巳君） 議長、8番。

○議長（米本 隆記君） 8番 大原議員。

○議員（8番 大原 広巳君） そういたしますと、6月にも賛成の立場で討論したわけ

ですが、今回も同じく、賛成の立場で討論したいと思います。

まず一つ目に、給食費の無償化ということが、皆さん言っておられるように、教育環境の充実、あるいは高齢者福祉の問題、そういう問題とどちらが先かというような議論が、一部にあります。私は、どちらが先かという議論というよりは、どちらも財源が許す限りは、精いっぱい少子化対策にお金を使わなくちゃいけないんじゃないかというふうに、6月から半年たったわけですけども、引き続いてそのように考えています。

それから、6月のときにも言いましたけども、本年度も我が町の出生数が去年とほぼ同じ70人の見込みです。竹口町長になってから、100人を切ってから、ずっと80人、70人というふうに出生数は低迷しています。やはり、町の10年、15年先を考えたら、今この少子化に、何とか歯止めをかけないと、町自体がもう成り立っていかないんじゃないかというふうに私は危機感として思っています。

竹口町長が、移住定住という切り口でたくさんいろんな施策を出しています。私は、県外に出ていく若い人も多いわけですけども、身近なところで米子に居を構える若い人が近年増えています。コロナ禍ということもあって、本当にこのまま米子に住み続けるかということは今、若い人たちも考えているんじゃないかなというふうに思います。その中で、やはりライバルと言ったら、あれですけども、同じ状況に置かれている町が、伯耆町、南部町、それと大山町とどれだけ、米子に出ていった若い世代を、本町、自分の生まれた町に返していくかということは、大切な切り口だというふうに思います。前は、給食費無償化ということで議会が止めたわけですけども、これは止めたこと自体が、やはり町長が進める移住定住の政策にやはりストップをかけて、暗い影を落としたというふうに思います。

ぜひとも、給食費無償化という、もちろんこれだけでこの問題が解決するとはもちろん思いません。ほかにもたくさん少子化に期する事業はたくさんあります。まだまだ充実を求めていきたいというふうに思います。と思いますが、この給食費の問題は、やはり町長にげたを預けて無償化の方向で進めていただきたいなというふうに思います。

そういうことで賛成の立場で討論します。よろしくお願いします。

○議長（米本 隆記君） 次に、この陳情に対して反対者の発言を許します。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） その他、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第9号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は不採択ですので、原案に対して採決します。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、陳情第 9 号は採択することに決定しました。

日程第 29 陳情第 10 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 29、陳情第 10 号 保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情書を議題とします。審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長、森本貴之議員。

○教育民生常任委員会委員長（森本 貴之君） ただいま議案となりました陳情第 10 号につきまして、教育民生常任委員会において審査いたしましたので、審査結果の報告をいたします。

陳情第 10 号 保育所等の最低基準（職員配置、面積基準）と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を、求める陳情書。

国は、これまで賃金引上げと労働条件改善のため、報酬引上げなどの施策を行ってきた。また、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を 3%程度、（月額 9,000 円）引き上げるための措置を、来年 2 月から前倒しで実施される。

本町において、よりきめ細かい保育サービスの充実のために、職員配置等の基準改善の検討は、意義のあることである。

採決の結果、採択 4、不採択 1 で採択すべきものと決した。以上で報告を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから、陳情第 10 号 保育所等の最低基準、職員配置、面積基準と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情書について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第 10 号を採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、陳情第 10 号は採択することに決定しました。

日程第 30 発議案第 5 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 30、発議案第 5 号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者、総務常任委員会委員長 門脇輝明議員。

○総務常任委員会委員長（門脇 輝明君） 発議案第 5 号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出いたします。

提案理由の説明をいたします。

沖縄戦に大山町出身兵士が参戦した記録があり、彼らの遺骨が存在する可能性がある。人道的見地からも、心情的にも使用しないことを求めたい。

一方、大山町の公益に直接関わる事件ではないので、取り上げるべきではないとの意見もあったが、採決の結果、採択すべきものと決したので、ここに意見書の提出を発議するものであります。

それで、意見書を読み上げさせていただきます。

意見書、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てにしない使用しないよう求める意見書。

沖縄戦では、一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁の平和記念公園内にある平和の礎には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた 24 万 1593 名の氏名が刻銘されている。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972 年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや、命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては、我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されている。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後 76 年が経過した今でも、戦没者の収骨が行われている。

さきの大戦で犠牲となった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは、人道に上許されない。

よって大山町議会は、下記の事項が速やかに実現されることを強く要請する。

記。

1. 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと。
2. 日本で唯一住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情を鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律により、日本政府が主体となって、戦没者遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 3 年 12 月 21 日、鳥取県大山町議会議長 米本 隆記。

なお、意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣です。

これで、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（米本 隆記君） これから、発議案第 5 号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書の提出について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから、発議案第 5 号を採決します。お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。
したがって、発議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

日程第 31 発議案第 6 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 31、発議案第 6 号 保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者、教育民生常任委員会委員長 森本貴之議員。

○教育民生常任委員会委員長（森本 貴之君） 発議案第 6 号 保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。
令和 3 年 12 月 21 日提出。提出者、大山町議会教育民生常任委員会委員長 森本貴之。
ここで、提案理由の説明をいたします。

国は、これまでも、賃金引上げと労働条件改善のため、報酬引上げなどの施策を行ってきた。

また、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を 3%程度（月額 9,000 円）引き上げるための措置を、来年 2 月から前倒しで実施される。

本町において、よりきめ細かい保育サービスの充実のために、職員配置等の基準改善の検討は意義のあることである。

採決の結果、採択 4 不採択 1 で採択すべきものと決したので、ここに意見書の提出を發議するものであります。

ここで意見書を読み上げます。

保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める

意見書。

コロナ禍でも、基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染対策をしながら、子供の命と健康を守り、発達を保障する保育が行われている。

しかしながら、感染対策を徹底することで、日々の業務量が増え、また保育の営みにおいては、密を避けることは困難であることなどから、職員の精神的、肉体的な負担が大きくなり、このことが保育士不足に拍車をかけている。

岸田政権が、分配戦略の柱に掲げる保育士などに、来年 2 月から、3%程度(9,000 円)の賃上げを決定したが、貧しい保育士配置の中で、僅かな賃上げでは、処遇改善には程遠いと言わざるを得ない。

コロナ禍の中への対応として、保育所等における密な環境を是正し、感染対策を徹底し、手厚い保育を行うためにも、保育所の施設職員配置基準の改善が急務である。

コロナ禍の中で、保護環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており、今こそ、国が責任を持って改善を進めることが求められている。

よって、国におかれては、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

1、国は、保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と、保育士の処遇を抜本的に改善すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 3 年 12 月 21 日、鳥取県大山町議会議長 米本 隆記。

なお、この意見書の提出先は、衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、財務大臣様、厚生労働大臣様、文部科学大臣様、内閣府特命担当大臣(少子化対策)様でございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長(米本 隆記君) これから発議案第 6 号 保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米本 隆記君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米本 隆記君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第 6 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、発議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 32 議員派遣

○議長（米本 隆記君） 日程第 32、議員派遣についてを議題にします。

会議規則第 127 条の規定により、配付しております通り、令和 4 年 1 月 13 日に、米子市淀江町で開催される西部町村議会議長会主催の議員研修会に全議員を、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催される令和 4 年 1 月 24 日から 1 月 25 日の市町村議会特別セミナーに、池田議員、門脇議員、大原議員を、令和 4 年 1 月 26 日から 1 月 28 日の市町村議会議員研修に、小谷議員、西本議員、豊議員、島田議員を派遣するものであります。

お諮りします。議員派遣をすることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第 33～日程第 37

○議長（米本 隆記君） 日程第 33、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてから、日程第 37、議会運営委員会の閉会中の継続調査まで、計 5 件を一括議題にします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について、第 75 条の規定により、御手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（米本 隆記君） これで本定例会に付議された案件は、全て終了しました。会議を閉じます。

令和 3 年第 10 回大山町議会定例会を閉会します。

○議会事務局長（野間 光君） 互礼を行いますので御起立ください。

一同、礼。お疲れさまでした。

午前 11 時 35 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 米本 隆記

署名議員 野口 俊明

署名議員 小谷 英介